

◇感染性胃腸炎予防対策チェックリスト

R5.3 徳島保健所作成

記入年月日：

施設名：

記入者：

1. 健康管理について

- (1) 入所者・利用者の体温測定等の健康管理を実施している。(午前 ・ 午後 ・ その他 ())
- (2) 入所者・利用者の症状等、感染兆候を早期に把握し、必要に応じて医師の診察を受けている。
- (3) 特に類似症状の患者の多発はないか注意している。

2. 施設内感染予防対策マニュアルについて

- (1) 疾患別の対策や患者発見時の対応について記載されたマニュアルを作成し、また必要に応じ更新している。
(感染性胃腸炎についての施設マニュアルの確認を行う)
- (2) 感染症マニュアルはスタッフ全員が目を通してしている。

3. 研修会の実施について

- (1) 感染防止対策について、周知徹底や啓発のために全職員に対し研修を行っている。
(直近の実施日 : 年 月 日 テーマ)

4. 感染予防対策について

- (1) 来所者へ感染性胃腸炎についての注意喚起をしている。(貼紙掲示 ・ 口頭 ・ その他 ())
- (2) 発熱、嘔吐、下痢等の症状がある場合は面会を控えていただく内容の掲示を行っている。(年 月 日 ~)
- (3) 感染性胃腸炎の患者を可能な限り個室に移している。(個室がない場合は同じ症状の入所者を一つの部屋へ集める。
居室隔離が難しい場合はベッド間をカーテンで仕切る等の対応を行う。)
- (4) 患者が多数いるフロアの職員や入所者を他のフロアと交差しないようにしている。
- (5) 人の集まる行事やレクリエーションの中止または延期、実施する場合は時間や方法を工夫している。(年 月 日 ~)

5. 手洗いについて

- (1) 手洗いは、石鹸と流水で15秒~30秒以上行っている。
- (2) タオルは使い捨てペーパータオルまたは個人専用になっている(共用タオルは置いていない)。
- (3) 職員は1ケアごとに手洗いをしている。
- (4) 手袋の使用前と使用後には石鹸と流水による手洗いをしている。
- (5) 排泄時のケアの際には一人一人ごとに手袋を交換している。

6. 環境整備・ゾーニングについて

- (1) 吐物処理の物品(使い捨て手袋、ガウン、拭き取りの布、塩素消毒薬、ビニール袋、専用バケツ等)を準備している。
- (2) 排泄物の処理は汚染処理専用の場所で、汚染専用のバケツ、袋に入れるなど、適切に管理している。
(汚物管理場所 : 管理方法 :)
- (3) 汚物を触った手で触れたところは消毒液を含ませた布で消毒している。
- (4) 定期的に施設内(トイレ、手洗い場、特に蛇口、ドアノブ等、直接触れる部分)の清掃を行っている。
(共有部分の消毒頻度: 午前 回、午後 回、その他 回/消毒薬: 濃度:)
- (5) 衣類が汚染した場合は、吐物を取り除き、消毒した後、他のものと分けて洗濯している。
- (6) 清潔区域(調理室、給湯室等)と、汚染区域(トイレ、手洗い場、汚物処理室等)の区分けがされている。

7. 体制整備について

- (1) 感染症対策に関して、施設内の報告体制や責任者が規定されている。
- (2) 施設医、県庁の主管課及び保健所に報告・相談しながら対応している。

◇次亜塩素酸ナトリウム希釈液の作り方(原液濃度が5%の場合)

※ペットボトルキャップ1杯約5ml

対象物	必要な濃度	希釈	方法
おう吐物等の廃棄 (袋の中で廃棄物を浸す)	1000ppm (0.1%)	50倍	原液10ml(ペットボトルキャップ2杯)+水500ml
調理器具、床、ドアノブ、 便座など	200ppm (0.02%)	250倍	原液10ml(ペットボトルキャップ2杯)+水2.5L

